

令和7年度 山武市立睦岡小学校

いじめ防止基本方針

◆いじめの定義◆

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。

（いじめ防止対策推進法）

1 基本理念について

- （1）いじめ問題は、学校が対応する最重要課題の1つであり、全ての児童に関係する問題である。そのため、「いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、教職員だけでなく、児童や保護者等幅広く意見を聴取し作成する。
- （2）いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを全教職員が共通理解し、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許さない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度等を育成する。
- （3）児童をいじめから未然に守る「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめへの対応については、保護者と連携して取り組み、相談及び情報交換については隠蔽や虚偽の説明を行うことなく丁寧な対応をする。
- （4）具体的ないじめの態様は、以下のようなものである。
 - ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ②仲間はずれ、集団から無視をされる。
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（文部科学省「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」による）

2 学校いじめ防止対策組織について

- (1) 組織名 いじめ防止対策推進委員会
- (2) 構成 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、教育相談担当、養護教諭
- (3) 取り組み内容
 - ①学校基本方針の策定や評価、反省
 - ②いじめ未然防止に向けた日常的な活動等についての協議、実践
 - ③緊急会議
いじめ防止対策推進委員会のメンバーに必要な応じて、福祉専門家（子育て支援課係長）、学校医、スクールカウンセラー（睦岡小学校勤務）、スクールソーシャルワーカー（東金市立東小学校勤務）、PTA会長の参加を要請する。
- (4) 組織の役割
 - ①いじめ防止対策推進法の遵守といじめ防止にむけた具体的な年間計画の作成・実行・修正を行う。
 - ②いじめ相談・通報の窓口となる。
 - ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う。
 - ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、迅速な情報の共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応について決定する。
 - ⑤保護者との連携を組織的に実施する。

3 いじめの未然防止について

- (1) 朝の健康観察や日常の行動観察等により、児童の様子を把握し、友人関係や表情の変化などを敏感に察知するとともに、情報を職員間で共有する。
- (2) 連絡帳を通して毎日行う保護者とのやりとり等から、いじめにつながるとされる児童の実態（インターネット等でのトラブルを含む）の把握に努める。
- (3) 相談室の開設および周知、教育相談週間の設定、睦岡っ子アンケート等を行い、日頃から児童が相談しやすい雰囲気作りに努める。
- (4) わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できるよう授業を工夫する。
- (5) 学習のきまりの統一化を図り、授業規律の向上に努める。
- (6) 校内研修を充実させ、過度の競争意識や勝利至上主義等が、児童のストレスを高めいじめを誘発する可能性があることを認識し、指導にあたる。
- (7) 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを念頭において指導する。
- (8) 学校全体で暴力や暴言を排除することを確認し、児童が安心して学校生活を送れるよう指導する。
- (9) 道徳教育や人権教育を充実させる。
- (10) 読書活動・体験活動などを推進し、児童がいじめに向かわない態度を育成する。
- (11) 児童会活動等で、児童がいじめについて主体的に考える場を設け、児童自らいじめ防止を訴えかけるような取り組みを推進する。
- (12) 学校だよりや学年だより・学校ホームページ等がいじめ防止についての学校の取り組みを情報発信し、保護者との連携・協力を図る。

4 いじめの早期発見について

(1) 児童の人間関係や表情等の些細な変化を見逃さないようにために、日常の観察を全職員で丁寧に行う。

(2) 月に1回睦岡っ子アンケート（インターネット等のいじめに関する設問を含む）

を行い、児童の状況を把握し、必要に応じて面談する。

(3) 学期に1回教育相談週間を設定し、日常的に児童が相談しやすい雰囲気をつくる。

(4) 相談室の効果的な活用を行う。および相談ポストを設置・周知し、担任以外の職員にも児童が悩みを相談しやすい体制を構築する。

(5) 連絡帳を通して保護者との情報交換を行うとともに、気になる児童については電話連絡や家庭訪問を行うなど、保護者との連携を密にする。

(6) 保護者からの電話相談や情報提供に真摯に耳を傾け、学校外（インターネット等によるトラブルも含む）での児童の状況を的確に把握する。

5 いじめの相談・通報について

(1) いじめ相談窓口について児童・保護者に周知する。

○学校相談窓口（いじめ防止対策推進委員会）

○千葉県子どもと親のサポートセンター電話相談窓口

(2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめの事案又は疑いのある事案を認知した場合は、いじめ防止対策推進委員会を校長が招集し対応する。

①事案の発見者は、校長、教頭に報告する。

②早急に会議を開き、事案について報告し、事案解決に向けて協議し方針及び計画を立てる。

③職員間の共通理解を図るため、全職員に会議内容を連絡する。

④決定した方針及び計画の下、全職員で対応する。

⑤対応により入手した情報等は、生徒指導主任が取りまとめ、いじめ防止対策推進委員会にて報告・協議し、事案の解決に向けて取り組む。

(2) いじめ被害者の対応については、当該者の心痛な心情を全職員が理解し、次の事項に留意する。

①徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。

②今後の対応について、本人・保護者に説明し、不安な点を聴取し対応策を示す。

③いじめ被害者に、いじめ加害者の圧力がかかると想定される場合は、被害者はもちろんのこと、私物や学用品などにも被害が及ばないよう配慮する。

- (3) いじめ事案の解決のため、いじめ加害者や関係児童から聴き取りをする場合は、次の事項に留意する。
- ①聴き取りについては複数の職員で対応する。
 - ②得られた情報等は、きちんと記録し保存する。（手書きメモ、パソコン等でまとめたものの両方を保存する。）
 - ③聴き取り時間については、必要以上に長くならないよう、また、遅くならないよう配慮する。（食事をとらせない等のことが起こらないよう配慮する。）
 - ④聴き取り場所については、落ち着いた環境とする。（相談室等）
 - ⑤聴き取りを行う際は、相手が萎縮しないよう、冷静・穏便な態度に徹する。
- (4) いじめ加害者が通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることがないよう児童を守る。
- ①加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - ②教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが犯罪行為として認められる場合は、所轄警察署（山武警察署）と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

7 情報提供について

- (1) いじめられたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は、速やかに関係保護者に情報提供を行う。
- (2) 聴き取りをした内容を正しく丁寧に保護者に伝え、保護者の理解が得られるようにする。
- (3) 学校と保護者が連携し、対応を適切に行えるよう協力を求める。
- (4) 保護者の声に真摯に耳を傾けるとともに、保護者に対する継続的な助言及び連絡・相談を行う。

8 指導について

- (1) 被害児童及び通報者が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、児童に寄り添う体制づくりなど最大限の配慮をする。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図り、児童の心のケアを図る。
- (3) いじめ加害者が被害児童及び通報者に圧力をかけるようであれば、再発防止の具体策や、状況に応じて出席停止制度を活用することも視野に入れ対応する。
- (4) いじめは相手の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを加害児童に理解させ、自らの行為の責任をしっかりと自覚させる。
- (5) いじめの加害者が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童が二度といじめを行うことがないようきめ細かく指導する。
- (6) いじめを見て見ぬふりをしていた児童や、はやしたてるなどいじめに加担していた児童、第三者的立場に立っていた児童等に対しても、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。学級や学年・全校集会での話し合いの場を設定するなどして、いじめを根絶しようという態度を育てる。
- (7) 保護者への情報提供や支援・助言等を継続して行う。

9 重大事態への対処について

学校はいじめ防止対策推進委員会において、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、山武市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

＜重大事態とは＞

ア「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な被害を被った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

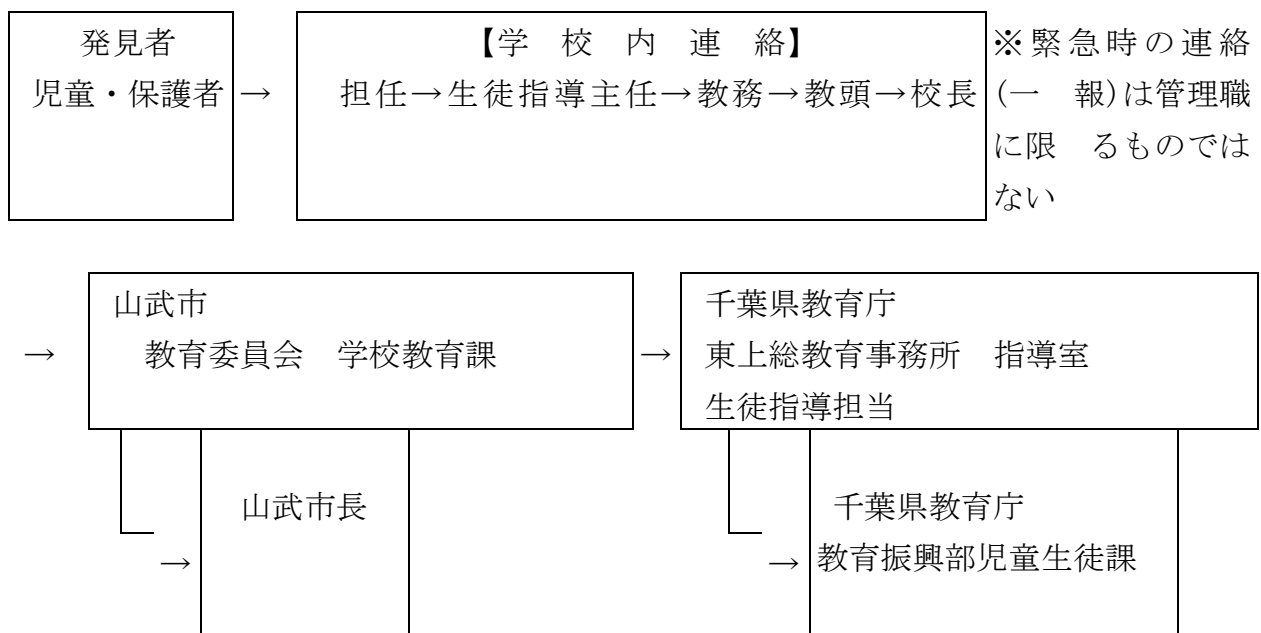
○精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

○年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、速やかに山武市教育委員会に報告する。

＜重大な事態が発生した場合の連絡体制＞



※必要に応じて警察・救急に通報する。緊急時対応 警察110 救急119

※いじめの状況により警察との相談 山武警察署 Tel 0475-82-0110

◎一報後、いじめの概要が分かり次第改めて文書で報告する。

＜重大事態時の動き＞

(1) 重大事態が発生した場合、教育委員会に重大事態の一報を入れるとともに、いじめ防止対策推進委員会を招集し、連携して対応にあたる。

(2) 教育委員会が調査主体を学校とした場合、教育委員会の指示のもと、いじめ防止対策推進委員会において、児童への聴取やアンケート等の調査を実施し、事実関係を

明確にする。

- (3) 被害児童の重大事態については、情報収集を行うため家庭訪問をし、被害児童やその保護者の心情を十分に理解しながら、保護者及び関係者に協力を得て聴取を行う。
- (4) 調査によって得られた情報は、正確にまとめ、記録を残す。また、情報を共有し、解決の手立てとする。
- (5) 調査によって明らかになった事実関係等は、被害児童や保護者に適切に情報提供する。その際、個人情報等の扱いには十分配慮する。
- (6) 調査結果等は随時山武市教育委員会に報告するとともに、調査結果をふまえた必要な措置を講ずる。
- (7) マスコミ対応について、校内の役割分担を決め（教頭・管理職）、窓口を一本化し、「事実確認シート」を作成し慎重に対応する。また、個人情報の扱い等については細心の注意を払う。
- (8) マスコミの記者は校外で児童に接触し、情報を得ようとすることもあるので、児童を不安にさせないためにも保護者と連携して対応する。

10 いじめ防止基本方針の公表、点検、評価

- (1) 学校ホームページにおいて、「いじめ防止基本方針」を公表する。
- (2) いじめ防止対策推進委員会は、いじめのアンケート等をもとに、年度毎にいじめに関しての統計や分析を行い、取り組みや計画についての見直しをする。
- (3) 学校評価シートの中にいじめの問題への取り組みについての設問をもうけ、年度毎に、児童・保護者・教職員で取り組みを評価をする。
- (4) 各年度末にいじめ防止対策推進委員会において、いじめ防止への取り組みについてPDCAサイクルで検証し、「いじめ防止基本方針」の見直しを柔軟に行う。